

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No355号 2014.01.27
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

「スト権を立てたら 3500 億円の出資しない」は口から出まかせの“ウソ”だった!!

1月16日及び23日の2日間にわたり、JAL 不当労働行為裁判(行訴)の証人尋問が行われました。証人尋問では、都労委やこれまでの地裁の審理で繰り返されてきた「争議権を立てたら 3,500 億円の出資はしない」というのは支援機構の決定である”という会社主張がウソであったことが改めて浮き彫りにされました。まさに争議権投票に対する支配介入であったのです。裁判は次回口頭弁論で結審となります。期日は5月19日(13:10～ 527号法廷)と決まりました。



【写真】23日の報告集会 集会では、証人として証言した小川さんと内田さんが、感想を含めて報告。尋問を担当した堀、大森両弁護士より尋問のポイント等が報告された。集会の最後に、当該労組を代表し古川 CCU 委員長と田二見日航乗組委員長が、支援へのお礼と決意表明を行った。(前列左より、古川委員長、田二見委員長、小川さん、内田さん、堀弁護士、大森弁護士)

16日 会社主張の破綻が浮き彫りに

1月16日は会社側証人の加藤管財人代理、飯塚元ディレクターに対する尋問が行われました。

会社側の主尋問は、“支援機構は「出資者」であり、出資者の立場から、再建の現状等を正確に伝える必要があり、そのために「支援機構の見解」を伝えたのであり、不当労働行為に当たらない”とすることを立証したかったようです。

「争議権を立てたら 3,500 億円の出資はしない」ということについては「決定も検討もしていない」

しかしこの主張も反対尋問で化けの皮がはがれました。飯塚氏は支援機構の意思決定機関である企業再生委員会

「争議権を立てたら 3,500 億円の出資はしない」という決定がされていたか否かについて、「決定も検討もしていない」と証言しました。そして「決定も検討もしていない」という事実を取り繕うために、支援機構の決定ではなく「機構執行部の考え方」を述べたもの、執行部とは「管財人統括」などであると証言しました。

通用しない“「機構執行部の考え方」を述べたもの”

支援機構から日航に送り込まれてきた「管財人統括」は、支援機構法により、出資の可否等の決定に関与はできません。従って、企業再生委員会が「決定も検討もしていない」出資に関わる事項を、「管財人統括」という立場の人の判断を、「支援機構の見解」として、公式の場で労組に伝えて説明したこと自体が問題で、通用しない言い訳です。

「裁判官はスト権が確立したら、(更生計画を)認可しないという発言はしていない」

また加藤氏は「(地裁の) 裁判官はスト権が確立したら、(更生計画を) 認可しないという発言はしていない」と証言。スト権投票の脅しに使った裁判官の発言もなかったことがはっきりしました。

ウソの主張をしたことが「不当労働行為」の証し

「再建の現状等を正確に伝える」とともに「支援機構の決定」を伝えるのであれば、ウソをつく必要はどこにもありません。なぜ口から出まかせのウソを言ったか？ 会社・管財人の意図が、「スト権投票をやめさせる」「争議権の確立はさせない」とする明白な介入の意思をもって働いていたことを、自ら暴露したのも同じです。

解雇した日航・管財人の対応を告発しました。



【写真】開廷前の宣伝行動。1月16日裁判所前にて

会社の意図的尋問に明瞭かつ的確に答える

反対尋問に立った会社側代理人は、支援機構は出資者であることや、恫喝発言がされた2010年11月16日当時の日航の置かれた状況等々を細かく尋問してきました。尋問の意図は、支援機構から派遣された飯塚ディレクター等には出資者という立場もあること、また当時労働組合は「日航再建の状況正確に理解していなかった」ことを立証し、だから「労働組合に再建の現状等を正確に伝える必要があった」ことを浮き彫りにしたかったようです。しかし、小川さんも内田さんも明瞭かつ的確に答え、当時の労組が再建の現状を正確に理解し運動を進めていたことを、改めて明確に示すものとなりました。

23日 会社の介入の実態が赤裸々に

23日は日航乗組小川洋平副委員長、内田妙子元委員長(客乗原告団長)が証人として法廷に立ちました。両氏の証言で、当時の日航・管財人らの支配介入の実態が明らかにされました。

乗組 介入で職場に動揺、安全を考慮し中止に



小川副委員長は、恫喝発言後、管理職から業務メールなどで恫喝発言と同じ内容が流され、職場に拡散されたこと。結果、職場に動揺が広がりスト権投票を中止せざるを得なかったこと。中止の判断は、動揺の広がりや様々な声が出されている職場状況を踏まえ、

「混乱を避け安全運航を最優先するため」ととった措置であることを証言しました。また、スト権投票中止後の会社は、「労使交渉の場で真摯な対応をしなくなった」とも証言しました。

ウソまでついて介入したのは、活動家排除のための不当な整理解雇を断行するため



内田元委員長(客乗原告団長)は、会社介入の実態を証言するとともに、ウソまでついて介入したのは、スト権の確立を阻止し、CCUの活動家を排除するための解雇を強行し、組合の弱体化を意図したからであるとし、不当労働行為を積み重ね、その上で不当

争議権への介入は活動家を狙い撃ちの解雇のためだった

不当解雇撤回裁判では、不当解雇は「信義則違反と不当労働行為の連鎖集中」の中で人員削減が進められ、その仕上げが、労働組合の中心的役割を担ってきた役員や役員経験者の狙い撃ち解雇であり、労働組合の弱体化を意図した不当労働行為であることを立証してきました。

「争議権を立てたら3,500億円の出資はしない」という恫喝発言は、労使対等の話し合いで解決を求める労組から争議権を奪い、会社の意のままに活動家を狙い撃ちにする不当解雇を強行せんがために実施された不当労働行為であることは明白です。

不当労働行為裁判(行訴)
次回 5月19日13:10～ 527号法廷(結審)

団体署名実施中

新たな署名として不当労働行為裁判(行訴)の公正な判決を求める地裁宛の団体署名を実施しています。

多くの署名を地裁に提出するため、皆さんの積極的な協力を呼びかけます。